

＜災害減免法による所得税の減免措置の特例＞

【一般制度】

災害によって住宅・家財に甚大な損害(時価の1/2以上)を受けたときは、所得税の全部又は一部の減免を受けることができる(雑損控除との選択適用)。

合計所得金額	減免
500万円以下	全額免除
500万円超750万円以下	1/2の軽減
750万円超1,000万円以下	1/4の軽減
1,000万円超	適用無し

【特例措置】

令和6年能登半島地震災害における災害減免法による減免措置について、前年分(令和5年分)の所得税について適用することを可能とする。

※ 特例を適用しない確定申告書を提出し、申告期限を徒過した後でも、更正の請求等により特例を適用できることとする。(申告期限内であれば訂正申告により適用を受けることが可能。)